

労働総研 ニュース

No.400

2023年8月号
(2023年7月25日)

発行 一般社団法人労働運動総合研究所(略称:労働総研) rodo-soken@nifty.com

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 <http://www.yuiuidori.net/soken/>

全教「教職員勤務実態調査 2022」の結果と長時間過密労働解消に向けた給特法の改正と教職員の大幅増員を求める大運動

吹上 勇人

1 はじめに—給特法制定からこの間の経過について—

日本の教員の勤務と給与を規定する法律に、給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法:1971年施行)があります。この法律は、教員の職務と勤務態様の特殊性にもとづいて、公立学校教員の勤務時間や給与について定めたものです。

その主なポイントは3つあり、1つめは「超過勤務の禁止」で、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、条例で定められた4つの業務(①生徒の実習、②修学旅行などの学校行事、③職員会議、④非常災害時)のやむを得ない場合に限るとしました。2つめは、それにより教員には超過勤務が生じないという前提から、「時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない」としました。3つめは、教

員の自発性、創造性にもとづく勤務の特殊性から勤務時間の内外を問わず包括的に評価した教職調整額を給料月額の4%支給するというものです。

しかし結果的には、教職調整額が固定残業代のように取り扱われ、教員の勤務状況は年々悪化し、過労死をはじめ精神疾患による病気休職など深刻な長時間過密労働のもとにおかれ、超過勤務の違法性についてさまざまな措置要求や訴訟がたたかわれてきました。文部科学省・教育委員会は、「超過勤務を命じることはできないのだから、教員に超過勤務はない」「遅くまで学校で仕事していても、それは超過勤務命令に基づかない『自発的な』ものであり、賃金の対象となる『労働時間』にはあたらない」と、長時間労働の実態に背を向けてきました。

全教は、10年ごとに教職員勤務実態調査を実施し、教職員の深刻な長時間過密労働の実態を可視化し告発してきました。2012年調査により教育現場の長時間労働の実態は社会的にも広く認知されるようになりました。看過できない状況に追い込まれた文科省は、2016年に勤務実態調査をおこない、小・中・高校すべての学校の教職員の1日当たりの実



全教「教職員勤務実態調査 2022」の結果と
長時間過密労働解消に向けた給特法の改正と教職員の大幅増員を求める大運動

.....吹上 勇人 1
研究部会報告・研究活動・事務局日誌

..... 7

勤務時間は、平均11時間17分(所定勤務時間7時間45分)で、1カ月当たり平均77時間44分の時間外勤務があることが明らかとなりました。

この調査結果から、文科省は中央教育審議会(中教審)に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、2019年1月に答申が出され、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入可能にする給特法改定案が、2019年秋の臨時国会に提出され、同12月に可決成立しました。全日本教職員組合(全教)は、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、教職員の長時間過密労働の実効ある解決を求め、教職員定数の抜本的な改善を求める「せんせい ふやそう」キャンペーンにとりくむとともに、給特法改悪阻止の運動を展開しました。

このとりくみにより、多くの立憲野党が給特法改悪に反対し、改定案は強行されたもののさまざまな附帯決議が加えられ、現在も「1年単位の変形労働時間制」は、ほとんど現場に持ち込まれていません。あわせて附帯決議では、2022年度に文科省が「教員勤務実態調査」を実施し、その結果をふまえ2023年度に「給特法をふくむ関係法令の規定について検討し、所要の措置を講ずること」として、文科省はそのスケジュールに沿って改革をすすめてきました。

2 全教「教職員勤務実態調査2022」の結果と文科省「教員勤務実態調査」(速報値)との比較

全教は、文科省勤務実態調査では明らかにされない実際の休憩時間の取得状況や持ち帰り業務など、真の勤務実態を明らかにするため、2022年10月24日から30日までの7日間に勤務実態調査を行い、「調査のまとめ」を今年3月15日に記者発表しました。一方、文科省

は2022年8・10・11月の連続する7日間について調査を行い、「速報値」を今年4月28日に公表しました。

ここでは、給特法の適用職種である「教員」の勤務実態について、全教調査を中心に、文科省速報値と比較しながら、教員の働き方の実態を明らかにします。まず確認しておきたいことは、文科省は今回調査は2016年調査と比べて改善したことを強調していますが、土日の勤務、持ち帰り業務を加えれば、依然として過労死ラインを超えて勤務している実態が明らかになっています。

文科省調査(速報値)は2016年度実施の前回調査より、平日の在校等時間が小学校教諭で30分間減少し10時間45分、中学校教諭で31分間減少し11時間01分となりました。この在校等時間から所定の勤務時間(7時間45分)と取得できた休憩時間(小学校5分、中学校7分)を差し引くと、小学校では1日当たり2時間55分、中学校で3時間9分の時間外勤務をしていることになります。全教調査では、小学校3時間5分、中学校3時間22分であり、両調査の学校での時間外勤務は大差ないことがわかります。また、小学校教諭の64.5%、中学校教諭の77.1%が週あたりの在校等時間が50時間を超え、1カ月の時間外勤務の上限45時間に収まっていないことが明らかになりました。

しかし、文科省調査結果と全教調査結果の大きな違いは、テレワークしか認めない文科省に対して、授業準備や採点業務など実際の持ち帰り業務時間を入れること、土日の勤務カウントにも差が出ています。ここで、あらためて全教調査の結果の概要を報告します。

表1は全校種の平均で、月平均96時間10分の時間外勤務があり、表2から56.4%の教員が過労死ライン(月80時間以上の時間外勤務)を超えて勤務していることがわかります。これを校種別で比較すると、表3～5の結果となり、中学校では月平均113時間44分と深刻な時間外勤務の状況であることがわかります。

表1 時間外勤務（校内・持ち帰り・合計）の平均

	校内時間外	持ち帰り	時間外合計
平日	2時間57分	26分	3時間22分
土曜	2時間33分	44分	3時間16分
日曜	1時間14分	1時間04分	2時間17分
4週	74時間11分	15時間52分	89時間45分
1か月	79時間29分	17時間00分	96時間10分

表2 時間外勤務の分布

	割合
月45時間未満	14.5%
月45～80時間未満	29.1%
月80～100時間未満	17.4%
月100時間以上	39.0%
合計	100

表3 「校内での時間外勤務」の平均（校種別の比較）

	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校
平日	2時間05分	3時間05分	3時間22分	2時間35分	2時間28分
土曜	49分	1時間22分	4時間08分	3時間57分	50分
日曜	19分	33分	1時間55分	2時間20分	10分
4週	46時間09分	69時間15分	91時間31分	76時間52分	53時間19分
1か月	49時間27分	74時間11分	98時間04分	82時間21分	57時間08分

表4 「持ち帰り仕事」の平均（校種別の比較）

	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校
平日	48分	30分	23分	23分	20分
土曜	44分	53分	44分	31分	33分
日曜	1時間32分	1時間16分	1時間05分	42分	55分
4週	25時間01分	18時間35分	14時間56分	12時間41分	12時間36分
1か月	26時間49分	19時間55分	16時間00分	13時間35分	13時間30分

表5 「時間外勤務の合計」の平均（校種別の比較）

	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校
平日	2時間51分	3時間34分	3時間44分	2時間57分	2時間48分
土曜	1時間34分	2時間15分	4時間52分	4時間28分	1時間22分
日曜	1時間51分	1時間49分	2時間59分	3時間03分	1時間05分
4週	70時間41分	87時間33分	106時間09分	89時間10分	65時間45分
1か月	75時間43分	93時間48分	113時間44分	95時間32分	70時間26分

また、働き方をさらに深刻にしているのが、休憩時間の取得状況です。休憩時間の平均は10.1分で、小学校は4.1分、中学校は5.9分しか取得できていません（表6）。まったく取れていない（0分）と回答した割合が小学校で79.4%、中学校で72.6%となっていることは、看過できない状況です（表7）。

表6 休憩時間の平均

全体	10.1分
幼稚園	8.8分
小学校	4.1分
中学校	5.9分
高校	25.1分
特別支援学校	11.5分

表7 平日に取得した休憩時間の分布

休憩時間（平日）	0分	1～15分	16分～30分	31分～45分	46分以上
幼稚園	61.2%	10.2%	27.6%	0.0%	1.0%
小学校	79.4%	11.3%	6.7%	2.0%	0.6%
中学校	72.6%	14.1%	9.3%	2.7%	1.4%
高校（全日制）	17.7%	17.1%	37.0%	22.8%	5.4%
特別支援学校	53.8%	19.0%	15.0%	11.5%	0.7%

次に業務の内容と、それぞれの業務を行っている時間帯について校種別にまとめた表とグラフを掲載します。

A②とE①以外は、校内で集団的に行う業務で、太枠で示した時間がその合計です。小学校ではこれらの業務ですでに勤務時間の7時間45分を超えています。「授業の準備・まとめ・成績処理」や「自主研修」は、勤務時間外にはみ出してしまいます（表8）。どのような時間帯にどのような業務を行っているかはグラフ（図）で表していますが、「指導の準備・成績処理」や「会議・報告書作成」などが、時間外にはみ出しておこなわれている

ことが明らかになりました。また、教員として授業の質を高めるために行いたい自主的な研修はほとんどとれていない実態も浮き彫りになりました。

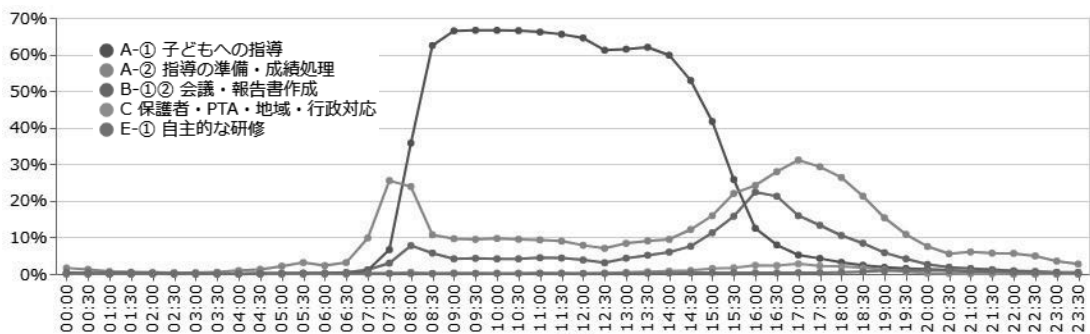
3 自民党「令和の教育人材確保に関する特命委員会」の提言の問題点と文科省の中教審への諮問

自民党特命委員会が、文科省の中教審への諮問に先立ち5月16日に提言をとりまとめ公表しました。給特法改正にかかわる提言の主な内容は、「教職調整額を4%から10%以上

表8 業務の内容と時間（校種別）

	平日	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校
A①	子どもへの指導	4時間34.3分	5時間47.9分	5時間1.3分	4時間8.4分	5時間15.6分
A②	授業の準備・まとめ・成績処理	2時間5.1分	2時間29.1分	2時間23.9分	2時間36.4分	2時間13.5分
A③	学校行事関連	40.6分	25.9分	33.8分	27.1分	25.4分
A④	部活動・クラブ活動	0.6分	7.6分	28.9分	33.3分	7.1分
B①	会議など	24.0分	21.6分	23.4分	23.1分	29.8分
B②	分掌業務・書類等の作成	1時間12.2分	40.9分	53.2分	1時間8.9分	1時間4.9分
B③	校内研修	4.7分	6.6分	3.9分	2.5分	3.0分
C①	保護者対応、PTA	10.1分	7.4分	8.3分	5.1分	5.0分
C②	地域への対応	0.3分	1.2分	0.8分	0.9分	1.3分
D	研修、出張	3.9分	8.4分	8.5分	12.3分	5.9分
E①	自主研修	3.0分	4.6分	3.1分	6.0分	4.3分
E②	E②兼職兼業	0.6分	0.6分	0.4分	1.5分	0.4分
校内、出張先等で行う業務、および集団で行う業務の合計		7時間11分	7時間48分	7時間43分	7時間03分	7時間38分
A②+E①の合計		2時間8.1分	2時間34分	2時間27分	2時間42分	2時間18分
1日の業務の合計		9時間19分	10時間22分	10時間10分	9時間46分	9時間56分

図 どのような時間帯にどのような業務を行っているか



にする」「給料表に新たな級の創設」「学級担任手当の創設」「主任手当など諸手当の改善」「デジタル化による業務の効率化」を通じて、時間外在校等時間を月45時間以内とし、将来的には月20時間程度にするというもので、政府の「骨太方針」にも同様な内容が明記されました。また、時間外勤務手当の支給につい

ては、「とるべき選択肢とは言えない」と断じています。

この提言の最大の問題点は、深刻化する教職員の長時間過密労働の実態を迫認するもので、改善にはまったくつながらないということです。長時間労働を抑制するために時間外勤務に対する手当支給のしくみをつくらず

教職調整額を増額することは、このような勤務を是正するどころか、いつその長時間過密労働を加速させるおそれがあります。「新たな級の創設」や「学級担任手当の創設」も大きな問題があります。学校現場では、すべての教職員が共同で児童・生徒の指導にあたり、それぞれの教員の事情なども勘案して、担任業務や校務を分担しています。メリハリある給与体系の構築という名目で職務に応じて賃金に差をつけることは、能力・実績主義をより一層強化することが目的であり、教職員の共同性を破壊することにつながります。

また、提言は冒頭部分で「創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は人であり、『人への投資』は最重要課題である」と述べ、子どもたちの人格の完成や子どもたちの成長と発達を保障するという視点が欠けています。給特法を改正するというのであれば、「時間外勤務を原則として命じない」という法の趣旨に則って、使用者のペナルティとして時間外勤務に対する手当を支給するしくみを設けることで、時間外勤務を抑制する政策をすすめるべきです。そして、時間外勤務を1カ月45時間以内にするには、持ち授業時間数の上限設定など業務の縮減や、労働安全衛生管理体制の確立などとともに、教職員を大幅に増やすことが不可欠です。

こういった中で文科省は、5月22日、第136回中央教育審議会に「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策についてを諮問し、議論を開始しました。勤務実態調査の結果からもわかるように、今回の諮問は本来、文科省がおこなってきた「学校における働き方改革」が教職員の働き方をどのように改善させたのかを総括・評価し、今後必要な法改正を行うために諮問されるべきものです。しかし審議会へは「質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」と、文科省調査でも明らかになった、過労死ライ

ンを超える長時間労働に置かれている教職員の働き方の改善策でなく、「質の高い教師の確保のため」と問題をすりかえている点を、まず批判しなければなりません。

前回の改定スケジュールから考えると、中教審の答申は今年度末が想定され、法改定の審議は2025年通常国会とされています。まずは、答申が出される来春春までに、真に教職員の長時間労働解消につながる答申となるよう、国民的世論を喚起する大運動が求められます。

4 教育研究者有志による全国署名の呼びかけと全教の大運動

全教は、全教「教職員勤務実態調査2022」と「教育に穴があく(教員未配置)」調査の結果、全教が作成した「長時間労働解消のための『給特法』のはなし」リーフを使って、教育関係諸団体をはじめ法曹界、教育研究者やジャーナリストなど32団体7人と、全教の給特法改正要求と教職員の大幅増員を求める運動について懇談をおこない、さまざまな関係者との共同を模索してきました。

5月30日、「教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育の実現を求める教育研究者有志」が全国署名運動を呼びかける記者発表をおこないました。日本を代表する教育学研究者20人が、それぞれの考え方の違いを超えて危機感を共有し呼びかけ人となり、実現したものです。

全国署名の趣旨は、長時間労働に歯止めをかけるために、①教員にも一般の労働者・公務員と同じように、労働時間・勤務時間に見合った給与(=残業代)を受け取ることでできる仕組みに変えることが必要であること。②公立学校に配置される教職員数は、学校の業務量とは無関係に各学校の学級数から算出される仕組みになっていることから、教職員の配置基準を改善して業務量に見合った教員配置をすることが必要であること。③これ

らを実現すべく教育予算を増額するという3点を、教育政策の最優先課題としてとりくむよう、政府に求めているものです。

6月1日、全国署名をすすめる教育研究者有志より全教をはじめ他の教職員組合や諸団体に、この全国署名についての協力要請がおこなわれ、全教として、他教組との共同もふくめ、それぞれの地域でかつてない共同を広げながら、50万筆を目標にこの署名にとりくむことを決定しました。

教職員の労働条件は、子どもたちにとっての教育条件に直結しています。深刻化する教職員未配置の解消のためにも、長時間過密労働を是正することは待ったなしの課題です。

教職員の専門性を尊重するとともに、教職員がゆとりをもって日々子どもたちの前に立つことができるようにすることがゆきとどいた教育の実現につながります。全教は、給特法を改正し、時間外勤務に対する手当を支給できる仕組みを整えること、持ち授業時間数等を軽減できる教職員定数改善、それを可能とする教育予算の大幅増の3つの一致点で幅広い共同を展開し、教職員の長時間過密労働を解消し、ゆきとどいた教育を実現する大運動をすすめたいと考えています。

(ふきあげ はやと・全日本教職員組合生権法制局長)

研究部会報告

・女性労働研究部会（5月11日）

全日本年金者組合女性部長の中川滋子さんから「女性の低年金と年金者組合のとりくみ」について報告していただいた。女性の31.6%は月額5万円以下、86.8%は10万円未満の低年金で年金の男女間格差は大きい。低年金の要因はパートなどの非正規雇用が多い、正規でも賃金・昇進・昇格等の差別などの女性差別、1985年の年金「改正」で20年かけて給付額が30%引き下げられたこと、2004年のマクロ経済スライド導入などにある。国は国連社会権規約委員会、女性差別撤廃委員会などの勧告も無視している。年金者組合は女性部で「女性の低年金実態告発集（聞こえますか……今、ここにある窮状）」を作成、普及し、全額国庫負担の最低保障年金制度の創設をはじめ安心して暮らせる年金制度の改革に向けて国会行動・宣伝行動などを強めている。性別役割分担の打破、雇用におけるジェンダー差別の撤廃などの重要性が論議された。

・中小企業問題研究部会（6月26日）

当部会は昨年12月に『労働総研クォーター』秋季号（No.125）で中小企業特集号を発行して以来、久々に公開の研究会を再開させた。今回のテーマは「政府の骨太方針と中小企業」で、参加者は一般参加を含め12人。

冒頭の挨拶で松丸和夫部会長は、「骨太方針2023」の副題が「加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」としていることを紹介。その具体化としての「三位一体の労働市場改革」や「少子化対策」が、リ・スキリングや職務給、雇用・労働の自己責任など財界・大企業の意向に沿った、反労働者的な内容であると指摘した。

中同協の斎藤一隆氏は、1～3月期景況調査の結果について紹介。原材料やエネルギー価格の高騰によって、中小企業のGDPがコロナ後も小幅で、回復なき足踏み経済であること、本年の賃上げが定昇込み2～3%未満と、3～4%未満に集中していることを指摘した。

全商連の宮津友多氏は、骨太方針で「原材料費やエネルギーコストの増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する」や、

「フリーランスを含む個人事業主に…経営者教育に取り組む」としている点に注目しつつ、「インボイス制度の円滑な導入」に警戒した。本年3月の営業動向調査や経済危機下の自治体支援策調査などの内容を紹介した。

・労働時間健康問題共同研究会（6月23日）

労働時間健康問題共同研究会は、6月23日に「教職員の労働時間、健康、働き方」をテーマに開催した。報告は「全教教職員勤務実態調査報告2022」（村上剛志・社医研センター理事）と「教職員が人間らしく生き働き続けるために」（杉本正男・産業カウンセラー）であった。

村上氏は、全教の勤務実態調査報告第1次集計(2023年1月)をもとに、この調査の協力者としての経験もふまえて報告し、調査によって明らかになったことを集計データも紹介して特徴をまとめた。その内容は、教職員のリアルな勤務実態が明らかにされたことで、長時間勤務で睡眠が十分とれずに、健康上の問題、休憩時間が取れない、持ち帰り仕事が多い、あらゆることをやらなくてはならない教職の勤務特性、コロナ禍で長時間労働が増大していることなどが報告された。また、「学校における働き方改革」で効果や改善がすすまず、支援員等の配置・増員、職務の明確化、部活動改革、時短ハラスメントの増加など課題や問題が明らかにされた。報告では最後に、労働安全衛生体制や労働安全衛生活動の不十分さも指摘された。

杉本氏は、報告要旨として、教職員の労働と健康の実態と今日の危機的状況の要因・問題、教職員の労働と健康——学校・教職員の働き改革をめぐる近年の動向、国・教育委員会・学校管理職・教職員の役割の内容を活動経験と詳細な資料データも紹介しながら、この問題・課題の要因と改善・改革の方向を全面的に展開した。その柱は、①教職員の労働と健康の現状と問題、

②教職員の労働・健康の危機的状況の要因、③学校の働き方改革をめぐる国・民間・有志等の動向、④教職員が人間らしく生き働き、よりよい教育を保障するための文科省・教育委員会・管理職・教職員の責務役割である。最後に、学校での労働安全衛生活動の推進をめざして、全国学習交流会をすすめて、全国の学校に労働安全衛生活動の担い手を育てること、学習なくして運動なし、運動なくして前進なし！とまとめられた。

討論では、いの健全国センターの岡村事務局次長から、季刊誌『働くもののいのちと健康』の特集「人間を育てる学校を健康職場に」の内容が報告され、報告内容をさらに深めることができた。この特集の中で、今回の調査を担当された梶谷陽子氏の「ゆとりをもって子どもたちと向き合いたい～勤務実態調査から～」が、全教としての調査分析とこれを活かしてゆく方向をまとめられたものでとても参考になる。

6月の研究活動

6月11日	関西圏産業労働研究部会
12日	労働組合研究部会
22日	女性労働研究部会
23日	労働時間・健康問題研究部会
26日	賃金・最低賃金問題研究部会 中小企業問題研究部会
29日	労働運動史研究部会

6月の事務局日誌

6月1日	（公財）全労連会館理事会 労働法制中央連絡会事務局団体・ 全労連労働法制闘争本部合同会議
14日	2022年度監査
18日	2023年度第1回企画委員会 2023年度第1回通常理事会
22日	事務局会議
29日	労働法制中央連絡会事務局団体・ 全労連労働法制闘争本部合同会議
30日	『国民春闘白書』執筆者会議